

## 平成27年度第1回島田市個人情報保護審議会議事録

### 1 開催日時

平成27年6月19日（金）午前9時30分から午後12時20分まで

### 2 出席者

#### (1) 審議会委員

恒川会長、今村委員、尾村委員、杉本委員、田代委員

#### (2) 事務局

原田経営管理課長、菊池課長補佐、塚本主査

### 3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

事務局	今回は新規審議案件1件、新規報告案件18件、変更審議案件0件、変更報告案件13件、廃止案件16件です。よろしくお願ひします。
地域づくり課	（「空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく空家対策事務」について説明）
A 委員	情報の収集について、相談者から聞き取るとありますが、例えば自治会長とか我々民生委員などから情報提供の一斉調査はしないのですか。
地域づくり課	他の市町村では町内会長から情報提供を行っているところもありますが、島田市は業者に委託しているためまずはその情報から空家の候補を絞り込みます。プライバシーの関係もありますので積極的に市民から情報収集する予定は今のところありません。
A 委員	委託業者はその家が空家であるかどうか掌握できるのですか。
地域づくり課	窓ガラスが割れていたり、新聞が溜まっていたり、メータが止まっていたりなどの業者独自の空家確認の判定基準があります。しかし、それだけでは長期不在の方は特定できないので建築士会、測量士会にお願いをして状況を確認して行く予定です。
A 委員	所有者の把握はどうしますか。
地域づくり課	業者から空家候補を収集後に現地調査を行い課税台帳、登記簿等を使って確認して行く予定です。

会	長	事務の概要について、法第9条に空家の立入調査が認められています。これを根拠に本人以外からの情報収集は出来るとは考えられます。法で認められているならば審議会の意見を図る必要は無いと考えますが。
地域づくり課		立入り調査よりも警察等への外部提供の部分について意見を頂きたいと考えています。
会	長	立入り調査後の土地あるいは建物の再利用も含めた政策の事務と考えてよろしいですか。
地域づくり課		地域づくり課では空家の調査の他に、移住定住 空家等の利活用を含めて所管しているため適正管理を目指していきます。
会	長	他に意見がないようでしたら、審議に入ります。 本人以外からの情報収集、外部提供について 類型の I で原案の通りでよろしいでしょうか
委	員	異議なし。
会	長	それでは、この案件についてお認めすることとします。
地域づくり課		(「島田市に住もう応援奨励金交付事務」について説明)
会	長	事務の開始年月日と基準日が違うのはなぜですか。
地域づくり課		要綱の公布日が5月13日で4月1日に遡り適用されるためです。
会	長	他に意見がなければ報告を承ったこととします。
地域づくり課		(「静岡大学、的場啓一特任准教授の担当する講義の受験生との連携によるワーク・ライフ・バランス実現のための調査・研究事業」について説明)
会	長	実施の期間はどれくらいですか。
地域づくり課		7月から研究を進め提案発表は1月を予定しています。
会	長	他に意見がなければ、個人情報の収集及び管理方法については、報告いただいた内容で承ったこととします。

商	工	課	(「プレミアム金券販売事務」について説明)
B	委	員	利用可能店舗はどの位ありますか
商	工	課	市内に700店舗位あります。一覧は販売会場、ホームページでも確認することができます。
C	委	員	使用期間が短いですね
商	工	課	11月末までです。国からの指示です。
会	長		他に意見がなければ、個人情報の収集及び管理方法については、報告いただいた内容で承ったこととします。
商	工	課	(「販路開拓事業費補助金事務」について説明)
会	長		様々な個人情報を本人や本人の同意の下で本人以外から収集することについては、問題ないということによろしいでしょうか。
委	員		異議なし。  それでは、承ったこととします。
商	工	課	(「企業内子育て環境アップ事業」について説明)
A	委	員	育児休業する男性は島田市ではどのくらいいますか
商	工	課	男性で育児休業を取得する方はなかなか居ないという事を市内の企業からも伺っています。市の職員についても7年前に1人いましたが、取得する方は少いです。法律では規定されていますが、実際には取得出来ていない状況を鑑みてそれにプラスして少しでも取得し易くなるように応援の奨励金を作らせていただきました。
会	長		対象はかなり絞られますね。制度設計は島田市独自ですか。どこかモデルがありますか。
商	工	課	金券は島田市が初めてです。制度自体は三島市が先に行っています。年間10数件実績があるそうです。

会	長	個人情報取り扱いについてはよろしいでしょうか。				
委	員	異議なし。				
会	長	それでは承ったこととします。				
広	報	課	（「島田市ブランドデザイン策定事務」について説明）			
会	長	この事務は公募型で行いますか。				
広	報	課	地域の団体から推薦をしていただきます。			
会	長	それではよろしいでしょうか。人を推薦していただいてワークショップの開催をしていく事業です。個人情報の取り扱いについてはよろしいでしょうか。				
委	員	異議なし。				
会	長	それでは承ったこととします。				
市	街	地	整	備	課	（「ばら制定都市会議参加者受付業務」について説明）
会	長	これは終了した事業ですね。市民の関心はどうでしたか。				
市	街	地	整	備	課	なるべく市民を巻き込んで行いました。子供たちに絵を塗ってもらったり、高校生にデザインや看板を描いてもらったりしました。
会	長	他に意見がなければ、個人情報の収集及び管理方法については、報告いただいた内容で承ったこととします。				
観	光	課	（「島田市観光特産品開発支援事業費補助金交付事務」について説明）			
会	長	事務局に伺いますが、この案件もそうですが、団体、法人も個人情報保護の対象ですか				
事	務	局	この案件の場合はあくまで個人事業主を対象としています。			

会	長	分かりました。観光特産品の新規開発は何年何月以降開発とか条件はありますか。	
観	光	課	新たにオリジナル性のあるものであれば対象になります。既存のものをバージョンアップさせるものでも対象になります。
A	委	員	商工課の販路開拓事業費補助金との併用は出来ますか。
観	光	課	この補助金は、開発にかかる費用や広告に係る部分が補助対象です。販路開拓と補助対象部分が異なりますので問題はないと考えます。
A	委	員	相乗効果は出してもらいたいと思います。
会	長	他になければ、この件も承ったこととします。	
総	務	課	(「島田市へようこそしまだへウェルカム事業補助金交付事務」について説明)
A	委	員	ウェルカム対象者は外国人観光客だけですか。
総	務	課	外国人がメインになりますが日本人観光客も含めます。
A	委	員	主に中国人ですよ。
会	長	空港はもちろん近くにあって観光客を市内に引き込むルートを併せて開拓するという事ですね。旅館や、市外の方も対象となりますか。	
総	務	課	旅館は対象になります。市内に主たる事業所とありますので市外の方も対象となる場合があります。
会	長	その場合は他の自治体に課税状況等を確認することになりますか	
総	務	課	そういうことになります。
会	長	他になければ、この件も承ったこととします。	
文	化	課	(「しまだ市民遺産事務」について説明)

会 長	自薦、他薦もあるようですが、市民に限りますか。遺産の価値について専門的に評価する人は必要ですか
文 化 課	専門的に評価はいたしません。あくまでも市民が評価するものです。専門的知識を持っている方は特にお伺いもしません。市民が自分達の判断で評価し認定をします。
A 委 員	認定するだけですか。
文 化 課	認定をするのみです。補助ありません。ガイドブック、ガイドマップ等を作成し観光資源として活用していく事業になります。
会 長	景観について景観協定を結んでいるものはありますか。
文 化 課	すでにあるものでこの市民遺産になるものはあると思います。ただ、89件ある指定文化財、登録文化財は対象外となっています。
会 長	人は対象ですか。
文 化 課	そういう人がいれば対象にはなると思いますが、遺産となるとなかなかいっちゃらないのではないかと思います。こちらで考えているものでは、蓬莱橋、ジャンボ干支、髷祭、茶娘道中等を考えています。
会 長	他に質問がなければ、承ったこととします。
保 育 支 援 課	(「こども発達支援センター運営事業(通園部)」について説明)
会 長	外部提供先が明記されていなかったため追加という事ですね。市の内部組織には内部提供ですので目的外利用にもチェックが必要になってくると思います。
保 育 支 援 課	目的外利用と外部提供両方チェックします。
会 長	本人や本人の同意の下で本人以外から収集することについては、他に質問がなければ承ったこととします。

委 員	異議なし。
会 長	それでは、承ったこととします。
子育て応援課	(「地域おせっかい人養成事業」について説明)
会 長	講座の修了証書は交付しましたか。
子育て応援課	はい交付しました。名刺も作成しました。
A 委 員	男女比はどれくらいですか
子育て応援課	3 : 1位です。23人中7人は男性でした。
	よろしいですか。他に質問がなければ承ったこととします。
子育て応援課	(「結婚支援事業」について説明)
会 長	事務の実施は業者に委託して行われるということですが、島田市は監督をなされるのですか。お任せですか。
子育て応援課	パンフレット等の作成や周知をする必要はありますが、職員も運営については監督兼参加になると思います
会 長	どのような業者に委託しますか
子育て応援課	NPO法人になります。静岡県や牧之原市などで婚活事業をやっている実績のあるNPO法人が島田市にありますのでそこに御願いをしていく予定でいます。
会 長	個人情報の管理についてはルールを理解し、しっかりやっていただけという事ですね。 他に意見がなければ、個人情報の収集及び管理方法については、報告いただいた内容で承ったこととします
子育て応援課	(「こども発達支援事業」について説明)
会 長	取扱事務名の変更と外部提供先の追加でよろしいですね。

事務局	先ほどと同じく内部組織のため目的外利用のチェックを追加してください。
会長	対象が広がったという事ですね。変更点は以上ですね。他に質問がなければ承ったこととします。
子育て応援課	(「親子学習会つくしんぼ事業」について説明)
会長	この案件も先ほどと同じく取扱事務名の変更と外部提供先の追加、目的外利用のチェックの追加でよろしいですね。
子育て応援課	はい
会長	他に質問がなければ承ったこととします。
子育て応援課	(「幼稚園・保育園等巡回相談」について説明)
会長	この案件も同じく取扱事務名の変更と外部提供先の追加、目的外利用のチェックの追加でよろしいですね。他に質問がなければ承ったこととします。
協働推進課	(「ふるさと寄付金記念品送付事業」について説明)
会長	対象は市民に限られていませんよね。どれ位件数がありましたか。増えていますか。
協働推進課	平成26年実績は986件、今年度についても6月16日現在249件です。
A委員	正式名称はふるさと寄付金ですか、納税ですか。
協働推進課	ふるさと納税ともいいますが、正式名称はふるさと寄付金といいます。
会長	用途を指定して寄付をする方はおられますか。
協働推進課	島田市の場合も用途を指定することは可能です。申出書に記入する箇所があります。

会	長	寄付をしていただいた方に領収書などを添付して利用の実績を報告していますか
協働推進課		しています。
会	長	よろしいですか。他に質問がなければ承ったこととします。
長寿介護課		(「特別養護老人ホームの特例入所に関する意見表明事務」について説明)
会	長	既に入所されている方は対象ではありませんよね。
長寿介護課		対象ではありません。
A 委員		検討委員会は立ち上がっていますか
長寿介護課		市ではなく各特別養護老人ホームの中にある判定会によって検討されます。
会	長	具体的には個人情報ほどのようなものから収集しますか。例えば手帳類、カルテ、介護保険証などから収集して意見表明を老人ホームに対して行うのですか。
長寿介護課		認定審査会の時に用いられる主治医の意見書や認定調査時の資料などから収集を行います。もちろん施設からも状況を伺います。
会	長	認定の時と最新の状態を見て判断するのですね。本人からも情報収集しますか。
長寿介護課		御本人から状況が伺える状態にある人からは伺う場合があります。
会	長	なかなか要介護1や2の人が入所することは難しいですよ。
長寿介護課		基本的には在宅生活ができるかどうか判断基準になります。
会	長	場合によっては御本人から収集する場合があるというなら「本人から収集する」の欄にチェックを入れておいたほうがよろしいのでしょうか。

長 寿 介 護 課	追加しておきます。
会 長	よろしいですか。他に質問がなければ承ったこととします。
長 寿 介 護 課	（「高額介護（介護サービス）サービス費支給事務」についてと「高額介護予防サービス費相当支給事務（介護予防・日常生活支援総合事業）」について併せて説明）
会 長	基準収入額適用申請書を追加という事ですね。事務開始から10年がたちますが件数はどれくらいありますか。
長 寿 介 護 課	昔は月に500～600件位でしたが、最近では毎月800件位申請があります。
会 長	よろしいですか。他に質問がなければ承ったこととします。
国 保 年 金 課	（「島田市国民健康保険データヘルス計画」について説明）
A 委 員	対象の方の同意はどの時点で取りますか。健診後の時点ですか前の時点ですか。
国 保 年 金 課	健診後改めて保健指導の対象者にプログラムに参加するかどうかの同意を取るという事です。
会 長	よろしいですか。今のお話ですと協力する意思を表明してくれる方が対象になるという事ですね。人数はどれくらいですか。
国 保 年 金 課	対象者は200人位いると思いますが同意を得られるのは30人から40人位だと考えています。
A 委 員	対象者が同意を拒否して結果的に重症化した場合で高額医療を申請してきたとしたらペナルティはありますか。
国 保 年 金 課	特にありませんが、1人透析患者が増えると年間500万円負担が増えるので当然通知をするときに十分説明をして参加していただくようお願いはしていくつもりです。
会 長	医事課との連携はありますか

国保年金課	重症度が高い方については医事課と連携を取って重症化しないようにコントロールをしていくような打合せ会を行っています。
会長	対象は他に質問がなければ承ったこととします。
国保年金課	（「後期高齢者医療制度」について説明）  変更点は紙で保有する情報の追加「後期高齢者医療特定疾病認定申請書」と「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を追加するということです。他に質問がなければ承ったこととします。
市民課	（「個人番号カード・通知カード交付（再交付）事務」について説明）
会長	ここまでは島田市の個人情報保護条例の改正前でも出来る事務ですか。
事務局	そうです。
会長	国会では銀行のカードに利用するように話は出ていますよね
事務局	今の段階では社会保障、税、災害対策の3つの分野での利用となっています。
会長	カードの申請はどれくらいなるかわかりますか。
市民課	国の見込みでは本年度末までの目標は、島田市で7800枚位見込まれています。
会長	よろしいですか。本人申請前提の収集ですので他に質問がなければ承ったこととします。
市民課	（「住民基本台帳ネットワーク」について説明）  変更点は特定個人情報の追加の変更という事です。他に質問がなければ承ったこととします
市民課	（「住民基本台帳事務」について説明）

これも変更点は特定個人情報の追加と漏れていた法令の追加の変更という事です。他に質問がなければ承ったこととします

会 長 (「証明書発行事務」について説明)

これも同じですね。他に質問がなければ承ったこととします

社 会 教 育 課 (「託児員派遣事業」について説明)

会 長 無料ですか。

社 会 教 育 課 参加者は無料です。利用料は担当課で負担します。

会 長 よろしいですか。他に質問がなければ承ったこととします。

医 事 課 (「小児慢性特定疾病研究事業申請業務」について説明)

会 長 経済状況の追加、家庭状況についても前回チェックされていませんでしたが今回追加ですか。

医 事 課 様式が変更になったことによって経済状況の記入欄が増えたため追加となります。

会 長 変更点は法改正に伴う対象疾病と申請書類の追加ですね。他に質問がなければ承ったこととします

医 事 課 (「難病法等申請事務」について説明)

変更点は法改正に伴う対象患者と申請書類の追加ですね。他に質問がなければ承ったこととします

文 化 課 (「島田市博物館エリア愛称募集」について説明)

会 長 他に意見がなければ、個人情報の収集及び管理方法については、報告いただいた内容で承ったこととします。

事 務 局 (「金谷新東名対策委員会名簿」「島田市平和都市宣言制定委員会」「島田市新市誕生10周年記念事業 実行委員会」「島田市の花・木・鳥制定委員会」「静岡県立大学西野研究室との連携に

よる人口減少の要因と定住人口の拡大策の調査・研究事業」「老人医療受給資格得喪事務」「老人医療 特定疾病認定事務」「老人医療 入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定事務」「補装具等医療費支給事務」「老人高額医療費支給事務」「老人医療 第三者行為求償事務」「診療報酬明細書確認事務」「老人医療 医療費分析事務」「老人医療 再審査請求事務」「老人医療 過誤調整事務」「老人保健医療と介護保険給付の給付調整に係る点検の実施」の廃止について一括説明)

会 長 特に質問がないようでしたら、廃止案件についても承ったこととします。

会 長 次にその他としまして事務局から個人情報保護条例の一部改正について、改正案の説明をお願いします。

事 務 局 ・番号法施行に伴う島田市個人情報保護条例の一部改正について  
・番号法施行に伴う島田市個人情報保護条例施行規則の一部改正について  
・行政手続きにおける特定の個人を選別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の提供に関する条例の制定について  
の改正内容について説明

会 長 議会では関心があって質問が出ましたか。

事 務 局 マイナンバーを利用するにあたり、システム改修に伴う補正予算について、情報セキュリティの関係で質問がありました。

会 長 特に質問がないようでしたら、改正案についても承ったこととします。

#### ○まとめ

新規審議案件1件、新規報告案件18件、変更審議案件0件、変更報告案件13件及び廃止案件16件について報告を受けた。

#### 4 その他

次回の会議は、平成27年11月頃に開催する予定です。